令和７年度待機児童解消区市町村支援事業補助要綱

７福祉子保第３８２９号
令 和 ８ 年 ２ 月 ２ 日

１　目的

待機児童の解消に向けて、地域の実情に応じて区市町村（中核市を除く。以下同じ。）が実施する事業を広く支援することにより、保育サービスの基盤整備及び質の確保の取組を更に加速させることを目的とする。

２　補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区市町村が実施する待機児童解消に向けた保育サービスの基盤整備及び質の確保のための次に掲げる事業とする。

（１）事業者負担軽減のための開設準備経費補助等の充実事業

事業者負担軽減のため、次に掲げる施設の開設準備に要する次に定める事業に対して、他制度事業により算出される補助金額等を超えて区市町村が補助する事業とする。

ア　民間保育所

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（保育所施設整備事業（定期借地権設定のための一時金加算を除く。）及び防犯対策強化整備。以下同じ。）に基づく事業

（イ）保育所等改修費等支援事業実施要綱（賃貸物件による保育所等改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）

イ　認証保育所

東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業

ウ　認定こども園

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（私立認定こども園施設整備事業（定期借地権設定のための一時金加算を除く。）。以下（イ）及び（ウ）において同じ。）に基づく事業（幼保連携型認定こども園における児童福祉施設としての保育を実施する部分に係る事業又は学校としての教育を実施する部分に係る事業に限る。）

（イ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における保育を必要とする子供に保育を実施する部分に係る事業又は学校としての教育を実施する部分に係る事業に限る。）

（ウ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼稚園型認定こども園における保育所機能部分に係る事業に限る。）

（エ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（防犯対策強化整備）に基づく事業
（オ）保育所等改修費等支援事業実施要綱（賃貸物件による保育所等改修費等）に基づく事業（幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）における内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）

エ　小規模保育事業

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（小規模保育事業所施設整備事業（定期借地権設定のための一時金加算を除く。）及び防犯対策強化整備）に基づく事業
（イ）保育所等改修費等支援事業実施要綱（小規模保育改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）

オ　その他アからウまでに定める補助事業の補助基準額を超えて区市町村が補助する事業のうち、別途通知により東京都知事（以下「知事」という。）が必要と認める事業

カ　高騰加算

アからオまでに定める補助事業の補助基準額を超えて区市町村が補助する事業のうち、別途通知により知事が必要と認める事業

（２）保育所等整備に係る区市町村負担の軽減

区市町村が（１）の事業者負担軽減を図る場合に、（１）に定める事業においてそれぞれの補助制度により算出される区市町村負担額を特別に軽減する事業とする。

ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

ア　（１）アからエまでに定める事業により区市町村が補助する事業者の実支出額（以下「実支出額」という。）が補助基準額を上回る場合

５（２）に掲げる要件の二つ以上を満たし、かつ、事業者負担を（１）アからエまでに定める補助事業の補助基準額（就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業については補助基準額を交付率で除した額。以下同じ。）の８分の１相当に軽減していること。

イ　実支出額が補助基準額を下回る場合

５（２）に掲げる要件の二つ以上を満たし、かつ、事業者負担を実支出額の８分の１相当に軽減していること。

３　補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、２に定める事業を実施するための経費で、別表１及び別表２に定める経費とする。

４　補助金交付額

この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出した額とする。ただし、算出した

交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、他制度事業との均衡を図る必要が認められる事業は、他制度事業の補助基準額等を参考に算出した額とする。

（１）５（１）に掲げる前提条件を満たし、かつ、５（２）に掲げる要件のいずれか一つを満たす区市町村

別表１の３欄に定める補助基準額と同表の４欄に定める補助上限額とを比較して、いずれか少ない方の額に同表の５欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。

（２）５（１）に掲げる前提条件を満たし、かつ、５（２）に掲げる要件のいずれか二つ以上を満たす区市町村

別表２の３欄に定める補助基準額と同表の４欄に定める補助上限額とを比較して、いずれか少ない方の額に同表の５欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額とする。

５　補助基準額、補助上限額又は補助率の引上げの要件

（１）前提条件

（２）に掲げる要件は、以下の前提条件を満たした場合に、適用することができるものとする。

整備対象施設について、令和４年度から令和６年度までの間に東京都福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を受審していること。ただし、令和７年度以降に新規で開設する施設については、４月に開設する場合は開設する月の属する年度の末日までに、４月以外に開設する場合は開設する月の属する年度の翌年度の末日までにそれぞれ第三者評価を受審することとする。

（２）要件

ア　当該区市町村内の保育提供区域における、令和６年４月１日又は令和７年４月１日現在の保育所等利用申込者増加数以上の保育所等の定員（特定教育・保育施設（認可保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園）、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業）、特例保育及び地方単独保育施策の定員をいう。第６号様式において同じ。）の拡充を行うこと。

イ　当該区市町村の区域における、令和６年４月１日又は令和７年４月１日現在の０歳児から２歳児までのいずれかの年齢区分において、保育所等利用申込者増加数以上の保育所等の定員の拡充を行うこと。

ウ　整備対象施設に係る区市町村計画書を提出し、当該計画が地域の保育サービスの充実に資することを示すこと。

６　補助条件

この補助金は、別記の補助条件を付して交付するものとする。

７　補助金の交付申請及び交付決定

（１）区市町村長は、この補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書（第１号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、補助金の交付を申請するものとする。

（２）知事は、区市町村長から（１）による補助金の交付申請を受けたときは、交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、交付の可否を決定し、速やかに当該区市町村長に通知する。

８　補助金の変更交付申請及び変更交付決定

（１）区市町村長は、この補助金の交付の決定後、事業の変更等により申請の内容を変更しようとするときは、別に定める期日までに補助金変更交付申請書（第２号様式）に必要な書類を添付して、知事に対し、補助金の変更交付を申請するものとする。

（２）知事は、区市町村長から（１）による補助金の変更交付申請を受けたときは、変更交付申請書及び添付書類の内容を審査の上、変更交付の可否を決定し、速やかに当該区市町村長に通知する。

９　交付方法

知事は、７又は８の区市町村長からの申請に基づき、概算払により交付する。

１０　準用

この補助金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるところによるものとする。

１１　その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の補助に関して必要な事項は、都が別に定める。

附　則

この要綱は、決定の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別記

補　助　条　件

１　事情変更による決定の取消し等

知事は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

２　承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

（１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

３　財産処分の制限

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（令和５年４月１日こども家庭庁告示第９号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

４　財産処分の承認

区市町村長は、３に定める財産処分に関する承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書に必要な書類を添付して、知事に対し、財産処分の申請をするものとする。

５　財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて３に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

６　財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運

用を図らなければならない。

7　消費税仕入控除税額の取扱い

（1）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第８号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を納付させることがある。

（2）区市町村は、間接補助金を事業者に交付する場合には、（1）において「知事」とあるのは「区市町村長」と、「区市町村長」とあるのは「事業者」と読み替え、同様の条件を付さなければならない。

8　補助事業の完了時期

補助事業は、令和８年３月３１日までに完了しなければならない。

9　事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

１０　状況報告

知事は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し区市町村長に対し報告を求めることができる。

１１　補助事業の遂行命令等

（1）知事は、９及び１０による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

（2）区市町村長が（1）の命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

１２　実績報告

区市町村長は、補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後、別に指定する期日までに、実績報告書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

１３　補助金の額の確定等

知事は、１２による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

１４　是正のための措置

（１）知事は、１３による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。

（２）１２による実績報告は、（１）の命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

１５　決定の取消し

（１）知事は、区市町村が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ　補助金を他の目的に使用したとき。

ウ　補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

（２）（１）の規定は、１３により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

１６　補助金の返還

（１）知事は、１又は１５により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、区市町村長に対しその返還を命ずるものとする。

（２）（１）の規定は、１３により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

１７　違約加算金

区市町村長は、１５により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が２回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年１０．９５％の割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納

付しなければならない。

１８　延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５％の割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

１９　他の補助金等の一時停止等

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

２０　書類の整備保管

区市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後５年間保管しておかなければならない。

２１　事業者に対する補助条件

（1）区市町村長は、この補助金を財源として事業者に補助するに当たり、この要綱に定める条件と同等の条件を付さなければならない。

（2）（1）により付した条件に基づき、区市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

２２　事業者に対する補助における財産処分に伴う収入の承認

区市町村長が２１（1）の規定により事業者に付した５と同等の条件に基づき財産処分による収入の全部又は一部を納付させた場合には、知事は、区市町村長に対し、その納付額の全部又は一部を納付させることがある。

別表１

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
（１）事業者負担軽減のための開設準備経費補助等の充実事業				
ア　民間保育所				
（ア）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（保育所施設整備事業及び防犯対策強化整備）に基づく事業	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
（イ）				
保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）実施要綱に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から保育所等改修費等支援事業における国の補助金交付額を国の補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	保育所等改修費等支援事業における国の補助金交付額を国の補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
イ　認証保育所				
東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業（新規設置に伴う施設整備費及び保育サービス等の向上のための改修経費等）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から都の開設準備経費補助金交付額に２を乗じた額を控除した額	都の開設準備経費補助金交付額に2分の3を乗じた額	2分の1
東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業（新規設置に伴う改修経費）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から都の開設準備経費補助金交付額に２を乗じた額を控除した額 ※　特別区においては、開設準備経費補助金交付額を開設準備経費補助金交付相当額と読み替える。	都の開設準備経費補助金交付額に2分の3を乗じた額 ※　特別区においては、開設準備経費補助金交付相当額と読み替える。	2分の1
ウ　認定こども園				
（ア）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（私立認定こども園施設整備事業）に基づく事業（幼保連携型認定こども園における児童福祉施設としての保育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園における学校としての教育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
（イ）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における保育を必要とする子供に保育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における幼稚園機能部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
（ウ）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼稚園型認定こども園における保育所機能部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
（エ）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（防犯対策強化整備）に基づく事業	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
（オ）				
保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）実施要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）における内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から保育所等改修費等支援事業における国の補助金交付額を国の補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	保育所等改修費等支援事業における国の補助金交付額を国の補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
エ　小規模保育事業				
（ア）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（小規模保育事業所整備事業及び防犯対策強化整備）に基づく事業	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
（イ）				
保育所等改修費等支援事業交付要綱（小規模保育改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）における補助金交付額を補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）における補助金交付額を補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に8分の1を乗じた額	2分の1
オ　その他アからウまでの各号に定める補助事業の補助基準額を超えて区市町村が補助する事業	負担金補助及交付金	既存補助事業の補助基準額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
カ　高騰加算				
民間保育所				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（保育所施設整備事業）に基づく事業	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
保育所等改修費等支援事業実施要綱（賃貸物件による保育所等改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	取扱通知別表に定める額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
認証保育所				
東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業(新規設置に伴う施設整備費)	負担金補助及交付金	既存補助事業の補助基準額に２を乗じた額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額に２を乗じた額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業(新規設置に伴う改修経費及び保育サービス等の向上のための改修経費等)	負担金補助及交付金	既存補助事業の補助基準額に２を乗じた額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の実支出額（改修経費等に係る実支出額に限る。）から既存補助事業の補助基準額に２を乗じた額を控除した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
認定こども園				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（私立認定こども園施設整備事業）に基づく事業（幼保連携型認定こども園における児童福祉施設としての保育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園における学校としての教育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における保育を必要とする子供に保育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における幼稚園機能部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（保育所部分施設整備事業）に基づく事業（幼稚園型認定こども園における保育所機能部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）実施要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）における内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	取扱通知別表に定める額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
小規模保育事業				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（小規模保育事業所施設整備事業）に基づく事業	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1
保育所等改修費等支援事業交付要綱（小規模保育改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の補助基準額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	2分の1

別表２

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
（１）事業者負担軽減のための開設準備経費補助等の充実事業				
ア　民間保育所				
（ア）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（保育所施設整備事業及び防犯対策強化整備）に基づく事業	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
（イ）				
保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）実施要綱に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から保育所等改修費等支援事業における国の補助金交付額を国の補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	保育所等改修費等支援事業における国の補助金交付額を国の補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
イ　認証保育所				
東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業（新規設置に伴う施設整備費及び保育サービス等の向上のための改修経費等）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から都の開設準備経費補助金交付額に２を乗じた額を控除した額	都の開設準備経費補助金交付額に2分の3を乗じた額	4分の3
東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業（新規設置に伴う改修経費）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から都の開設準備経費補助金交付額に２を乗じた額を控除した額 ※　特別区においては、開設準備経費補助金交付額を開設準備経費補助金交付相当額と読み替える。	都の開設準備経費補助金交付額に2分の3を乗じた額 ※　特別区においては、開設準備経費補助金交付額を開設準備経費補助金交付相当額と読み替える。	4分の3
ウ　認定こども園				
（ア）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（私立認定こども園施設整備事業）に基づく事業（幼保連携型認定こども園における児童福祉施設としての保育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園における学校としての教育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
（イ）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における保育を必要とする子供に保育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における幼稚園機能部分に係る事業に限る。）	負担金補助及び交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
（ウ）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼稚園型認定こども園における保育所機能部分に係る事業に限る。）	負担金補助及び交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
（エ）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（防犯対策強化整備）に基づく事業	負担金補助及び交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
（オ）				
保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）実施要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）における内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及び交付金	区市町村支出額から保育所等改修費等支援事業における国の補助金交付額を国の補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	保育所等改修費等支援事業における国の補助金交付額を国の補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
エ　小規模保育事業				
（ア）				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（小規模保育事業所整備事業及び防犯対策強化整備）に基づく事業	負担金補助及び交付金	区市町村支出額から就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	就学前教育・保育施設整備交付金における国の交付金交付額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
（イ）				
保育所等改修費等支援事業交付要綱（小規模保育改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及び交付金	区市町村支出額から保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）における補助金交付額を補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に4分の3を乗じた額を控除した額	保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）における補助金交付額を補助金交付額の算出に際して適用した補助率で除した数値に8分の1を乗じた額	10分の10
オ　その他アからウまでの各号に定める補助事業の補助基準額を超えて区市町村が補助する事業	負担金補助及び交付金	既存補助事業の補助基準額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	4分の3

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
カ　高騰加算				
民間保育所				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（保育所施設整備事業）に基づく事業	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
保育所等改修費等支援事業実施要綱（賃貸物件による保育所改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	取扱通知別表に定める額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
認証保育所				
東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業(新規設置に伴う施設整備費)	負担金補助及交付金	既存補助事業の補助基準額に２を乗じた額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額に２を乗じた額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業(新規設置に伴う改修経費及び保育サービス等の向上のための改修経費等)	負担金補助及交付金	既存補助事業の補助基準額に２を乗じた額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の実支出額（改修経費等に係る実支出額に限る。）から既存補助事業の補助基準額に２を乗じた額を控除した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
認定こども園				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（私立認定こども園施設整備事業）に基づく事業（幼保連携型認定こども園における児童福祉施設としての保育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園における学校としての教育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における保育を必要とする子供に保育を実施する部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における幼稚園機能部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5

１事業名	２補助対象経費	３補助基準額	４補助上限額	５補助率
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼稚園型認定こども園における保育所機能部分に係る事業に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所改修費等）実施要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）における内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	取扱通知別表に定める額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
小規模保育事業				
就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（小規模保育事業所施設整備事業）に基づく事業	負担金補助及交付金	既存補助事業の交付基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を国の交付金交付額の算出に際して適用した交付率で除した額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
保育所等改修費等支援事業交付要綱（小規模保育改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）	負担金補助及交付金	既存補助事業の補助基準額を超えて区市町村が事業者に補助する額	既存補助事業の補助基準額を超過した額に8分の7を乗じた額（ただし、知事が必要と認める額を上限とする。）	7分の5
（２）保育所等整備に係る区市町村負担の軽減				
（１）アからエまで				
就学前教育・保育施設整備交付金の交付率、又は保育対策総合支援事業費補助金の補助率の嵩上げ対象とならない場合	負担金補助及交付金	（１）アからエまでの補助事業において、区市町村が本来負担すべき額	－	2分の1

７福祉子保第３８２９号
令 和 ８ 年 ２ 月 ２ 日

各区市町村保育主管部長　殿

東京都福祉局子供・子育て施策推進担当部長
瀬川　裕之
（公印省略）

令和７年度待機児童解消区市町村支援事業補助要綱２（１）オ及びカの
取扱いについて（通知）

令和７年度待機児童解消区市町村支援事業補助要綱（令和８年２月２日付７福祉子保第３８２９号）（以下「補助要綱」という。）２（１）オ及びカに規定する「知事が必要と認める事業」及び補助要綱別表１及び別表２に規定する「知事が必要と認める額」の取扱いについて、下記のとおり定めましたので通知します。

記

１　補助要綱２（１）オに規定する「知事が必要と認める事業」

ア　民間保育所

保育所等改修費等支援事業実施要綱（賃貸物件による保育所等改修費等）に基づく事業のうち、改修費等について区市町村が事業者に補助する事業（ただし、内装工事等に要する改修費等に限り、賃借料を除く。）

イ　認定こども園

保育所等改修費等支援事業実施要綱（賃貸物件による保育所等改修費等）に基づく事業のうち、改修費等について区市町村が事業者に補助する事業（ただし、幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）における内装工事等に要する改修費等に対する補助に限り、賃借料を除く。）

２　補助要綱２（１）カに規定する「知事が必要と認める事業」

ア　民間保育所

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（保育所施設整備事業のうち設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除く。以下同じ。）のうち、区市町村が補助する事業（大規模修繕等を除く。以下同じ。）

（イ）保育所等改修費等支援事業実施要綱（賃貸物件による保育所等改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）のうち、区市町村が補助

する事業

イ　認証保育所

東京都認証保育所運営費等補助要綱に基づく事業（開設準備等に係る補助に限り、設計料加算、開設準備費加算及び土地借料補助加算を除く。以下同じ。）のうち、区市町村が補助する事業

ウ　認定こども園

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園における児童福祉施設としての保育を実施する部分に係る事業又は学校としての教育を実施する部分に係る事業に限る。）のうち、区市町村が事業者に補助する事業（大規模修繕等を除く。以下同じ。）

（イ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における保育を必要とする子供に保育を実施する部分に係る事業又は幼稚園機能部分に係る事業に限る。）のうち、区市町村が補助する事業

（ウ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼稚園型認定こども園における保育所機能部分に係る事業に限る。）のうち、区市町村が補助する事業

（エ）保育所等改修費等支援事業実施要綱（賃貸物件による保育所等改修費等）に基づく事業（幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）における内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）のうち、区市町村が補助する事業

エ　小規模保育事業

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（小規模保育事業所施設整備事業のうち設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除く。以下同じ。）基づく事業のうち、区市町村が補助する事業（大規模修繕等を除く。以下同じ。）

（イ）保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）のうち、区市町村が補助する事業

3　補助要綱別表１及び別表２に規定する「知事が必要と認める額」

（１）補助要綱２（１）オに規定する「知事が必要と認める事業」

ア　民間保育所

別表２に定める基準額から既存補助事業の１施設当たり基準額を控除した額に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表１に定める基準額から既存補助事業の１施設当たり基準額を控除した額に８分の７を乗じた額

イ　認定こども園

別表２に定める基準額から既存補助事業の１施設当たり基準額を控除した額に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表１に定める基準額から既存補助事業の１施設当たり基準額を控除した額に８分の７を乗じた額

（２）補助要綱２（１）カに規定する「知事が必要と認める事業」

ア　民間保育所

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（認定こども園に係る事業を除く。）

別表５及び別表６に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表３及び別表４に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

（イ）保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）実施要綱に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）

別表５及び別表６に定める本体工事費の基準額に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表３及び別表４に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

イ　認証保育所

（ア）新規設置に伴う施設整備費

本体工事費、特殊附帯工事費、地域の余裕スペース活用促進加算の基準額の合計に２を乗じた額に２５％を乗じ、８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、前年度に設定された本体工事費、特殊附帯工事費、地域の余裕スペース活用促進加算の基準額の合計に２を乗じた額に２５％を乗じ、８分の７を乗じた額

（イ）新規設置に伴う改修経費及び保育サービス等の向上のための改修経費等

７４，０００千円に２５％を乗じた額に８分の７を乗じた額

ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、前年度に設定された基準額に２５％を乗じた額に８分の７を乗じた額

ウ　認定こども園

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（私立認定こども園施設整備事業）に基づく事業（幼保連携型認定こども園における児童福祉施設としての保育を実施する部分に係る事業に限る。）

別表５及び別表６に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表３及び別表４に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

（イ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園における学校としての教育を実施する部分に係る事業に限る。）

別表９及び別表１０に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表７及び別表８に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

（ウ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における保育を必要とする子供に保育を実施する部分に係る事業に限る。）

別表５及び別表６に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額。ただし、既存補

助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表３及び別表４に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

（エ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（保育所型認定こども園における幼稚園機能部分に係る事業に限る。）

別表１２に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表１１に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

（オ）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に基づく事業（幼稚園型認定こども園における保育所機能部分に係る事業に限る。）

別表１２に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表１１に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

（カ）保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）実施要綱に基づく事業（幼保連携型認定こども園（保育を実施する部分）における内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）

別表５及び別表６に定める本体工事費の基準額に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表３及び別表４に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

エ　小規模保育事業

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（小規模保育施設整備事業）に基づく事業

別表５及び別表６に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、別表３及び別表４に定める基準額の合計に８分の７を乗じた額

（イ）保育所等改修費等支援事業実施要綱（小規模保育改修費等）に基づく事業（内装工事等に要する改修費等に対する補助に限る。）

既存補助事業の補助基準額に２５％を乗じた額に８分の７を乗じた額。ただし、既存補助事業において前年度から繰越を行った場合は、前年度に設定された基準額に２５％を乗じた額に８分の７を乗じた額

別表１

単位：千円

	基準額１施設当たり	
	標準	都市部
定員 20 名以下	128,700	141,750
定員 21～30 名	135,000	148,500
定員 31～40 名	157,200	172,650
定員 41～70 名	178,800	196,950
定員 71～100 名	232,500	255,750
定員 101～130 名	279,600	307,650
定員 131～160 名	323,700	356,250
定員 161～190 名	367,650	404,550
定員 191～220 名	408,600	449,700
定員 221～250 名	452,700	498,150
定員 251 名以上	503,100	553,650

※「都市部」とは、令和５年４月１日又は令和６年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。

別表２

単位：千円

	基準額１施設当たり	
	標準	都市部
定員 20 名以下	134,700	148,350
定員 21～30 名	141,300	155,550
定員 31～40 名	164,550	180,750
定員 41～70 名	187,200	206,100
定員 71～100 名	243,300	267,750
定員 101～130 名	292,800	322,200
定員 131～160 名	339,000	373,050
定員 161～190 名	385,050	423,600
定員 191～220 名	427,800	470,850
定員 221～250 名	474,000	521,550
定員 251 名以上	526,800	579,600

※「都市部」とは、令和６年４月１日又は令和７年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。

別表３

単位：千円

	基準額１施設当たり	
	標準	都市部
定員 20 名以下	32,175	35,437
定員 21～30 名	33,750	37,125
定員 31～40 名	39,300	43,162
定員 41～70 名	44,700	49,237
定員 71～100 名	58,125	63,937
定員 101～130 名	69,900	76,912
定員 131～160 名	80,925	89,062
定員 161～190 名	91,912	101,137
定員 191～220 名	102,150	112,425
定員 221～250 名	113,175	124,537
定員 251 名以上	125,775	138,412
特殊附帯工事	4,878	
地域の余裕スペース活用促進加算（緊急対策参加自治体）	4, 567	5, 028
地域の余裕スペース活用促進加算（上記以外の自治体）	1,031	1,140

※「都市部」とは、令和５年４月１日又は令和６年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

※認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表４

単位：千円

	基準額１施設当たり			
	解体撤去工事費		仮設施設整備工事費	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	644	709	1,147	1,263
定員 21～30 名	730	803	1,400	1,541
定員 31～40 名	974	1,071	1,698	1,867
定員 41～70 名	1,226	1,349	2,358	2,595
定員 71～100 名	1,729	1,902	3,539	3,893
定員 101～130 名	2,075	2,283	4,247	4,672
定員 131～160 名	2,595	2,854	5,309	5,839
定員 161～190 名	3,114	3,426	5,805	6,385
定員 191～220 名	3,633	3,996	6,772	7,450
定員 221～250 名	4,152	4,568	7,740	8,514
定員 251 名以上	4,672	5,139	8,707	9,578

※「都市部」とは、令和５年４月１日又は令和６年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

別表５

単位：千円

	基準額１施設当たり	
	標準	都市部
定員 20 名以下	33,675	37,087
定員 21～30 名	35,325	38,887
定員 31～40 名	41,137	45,187
定員 41～70 名	46,800	51,525
定員 71～100 名	60,825	66,937
定員 101～130 名	73,200	80,550
定員 131～160 名	84,750	93,262
定員 161～190 名	96,262	105,900
定員 191～220 名	106,950	117,712
定員 221～250 名	118,500	130,387
定員 251 名以上	131,700	144,900
特殊附帯工事	5,107	
地域の余裕スペース活用促進加算	1,080	1,192

※「都市部」とは、令和６年４月１日又は令和７年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

※認定こども園の保育所部分及び教育部分の両方について特殊付帯工事を行う場合、保育所部分の額を基準額として計上し 幼稚園部分の額は計上しないこととする。

別表６

単位：千円

	基準額１施設当たり			
	解体撤去工事費		仮設施設整備工事費	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	674	742	1,201	1,322
定員 21～30 名	765	841	1,466	1,613
定員 31～40 名	1,020	1,122	1,778	1,955
定員 41～70 名	1,284	1,412	2,469	2,716
定員 71～100 名	1,810	1,992	3,705	4,075
定員 101～130 名	2,173	2,391	4,447	4,891
定員 131～160 名	2,716	2,988	5,559	6,114
定員 161～190 名	3,261	3,586	6,078	6,685
定員 191～220 名	3,804	4,184	7,090	7,800
定員 221～250 名	4,347	4,783	8,103	8,914
定員 251 名以上	4,891	5,380	9,117	10,028

※「都市部」とは、令和６年４月１日又は令和７年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

別表７

単位：千円

	基準額１施設当たり	
	標準	都市部
定員 20 名以下	32,150	35,400
定員 21～30 名	33,750	37,100
定員 31～40 名	39,150	43,150
定員 41～70 名	44,750	49,200
定員 71～100 名	58,100	63,900
定員 101～130 名	69,900	76,850
定員 131～160 名	80,900	88,950
定員 161～190 名	91,950	101,100
定員 191～220 名	102,150	112,400
定員 221～250 名	113,150	124,550
定員 251 名以上	125,800	138,300
特殊附帯工事	4,840	

※「都市部」とは、令和５年４月１日又は令和６年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

別表８

単位：千円

	基準額１施設当たり			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	644	708	1,147	1,262
定員 21～30 名	730	804	1,401	1,541
定員 31～40 名	974	1,071	1,698	1,867
定員 41～70 名	1,225	1,349	2,358	2,595
定員 71～100 名	1,729	1,902	3,539	3,893
定員 101～130 名	2,076	2,283	4,247	4,671
定員 131～160 名	2,595	2,855	5,309	5,841
定員 161～190 名	3,114	3,426	5,804	6,385
定員 191～220 名	3,633	3,996	6,772	7,449
定員 221～250 名	4,152	4,568	7,740	8,514
定員 251 名以上	4,671	5,139	8,707	9,578

※「都市部」とは、令和５年４月１日又は令和６年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

別表９

単位：千円

	基準額１施設当たり	
	標準	都市部
定員 20 名以下	33,650	37,050
定員 21～30 名	35,300	38,850
定員 31～40 名	41,000	45,200
定員 41～70 名	46,850	51,500
定員 71～100 名	60,850	66,900
定員 101～130 名	73,200	80,450
定員 131～160 名	84,700	93,150
定員 161～190 名	96,250	105,850
定員 191～220 名	106,950	117,650
定員 221～250 名	118,450	130,400
定員 251 名以上	131,750	144,800
特殊附帯工事	5,065	

※「都市部」とは、令和６年４月１日又は令和７年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

別表１０

単位：千円

	基準額１施設当たり			
	解体撤去工事		仮設施設整備工事	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	674	742	1,201	1,322
定員 21～30 名	764	842	1,467	1,613
定員 31～40 名	1020	1,122	1,778	1,955
定員 41～70 名	1,283	1,412	2,469	2,717
定員 71～100 名	1,810	1,991	3,705	4,076
定員 101～130 名	2,173	2,391	4,446	4,891
定員 131～160 名	2,717	2,989	5,559	6,115
定員 161～190 名	3,260	3,587	6,077	6,685
定員 191～220 名	3,804	4,184	7,090	7,800
定員 221～250 名	4,348	4,782	8,104	8,914
定員 251 名以上	4,891	5,380	9,117	10,028

※「都市部」とは、令和６年４月１日又は令和７年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

※幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

別表１１

単位：千円

	基準額１施設当たり		
	本体工事費	解体撤去工事費	仮設施設整備工事費
定員 20 名以下	22,450	450	803
定員 21～30 名	23,550	511	980
定員 31～40 名	27,400	682	1,189
定員 41～70 名	31,300	858	1,650
定員 71～100 名	40,600	1,210	2,478
定員 101～130 名	48,950	1,452	2,972
定員 131～160 名	56,600	1,816	3,716
定員 161～190 名	64,350	2,179	4,062
定員 191～220 名	71,500	2,543	4,740
定員 221～250 名	79,150	2,906	5,417
定員 251 名以上	88,000	3,270	6,095

※「都市部」とは、令和５年４月１日又は令和６年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※本体工事費について、増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

※解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費については、増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

別表１２

単位：千円

	基準額１施設当たり		
	本体工事費	解体撤去工事費	仮設施設整備工事費
定員 20 名以下	23,500	471	841
定員 21～30 名	24,650	535	1,026
定員 31～40 名	28,700	714	1,244
定員 41～70 名	32,800	898	1,728
定員 71～100 名	42,500	1,266	2,594
定員 101～130 名	51,250	1,520	3,112
定員 131～160 名	59,250	1,901	3,890
定員 161～190 名	67,400	2,282	4,253
定員 191～220 名	74,850	2,663	4,963
定員 221～250 名	82,850	3,043	5,672
定員 251 名以上	92,150	3,424	6,381

※「都市部」とは、令和６年４月１日又は令和７年４月１日現在の人口密度が１，０００人／ｋ㎡以上の区市町村をいう。

※本体工事費について、増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

※解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費については、増築等定員の全てが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。ただし、自己所有物件に限る。

令和7年度　待機児童解消区市町村支援事業

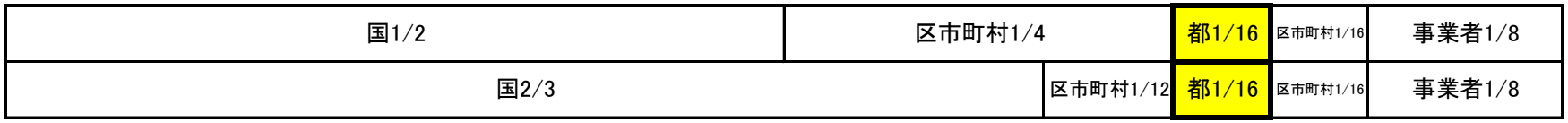
（1）事業者負担軽減のための開設準備経費補助等の充実事業

ア　民間保育所

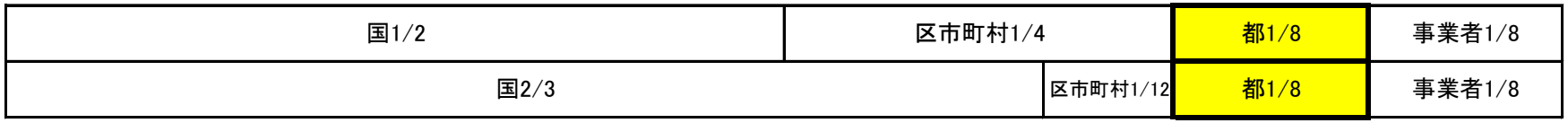
（ア）就学前教育・保育施設整備交付金（保育所施設整備事業、防犯対策強化整備）

（イ）保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）

要件クリア1つ

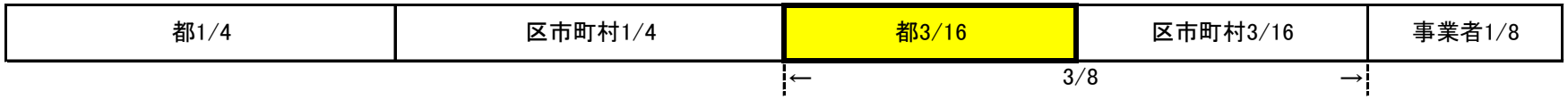


要件クリア2つ以上

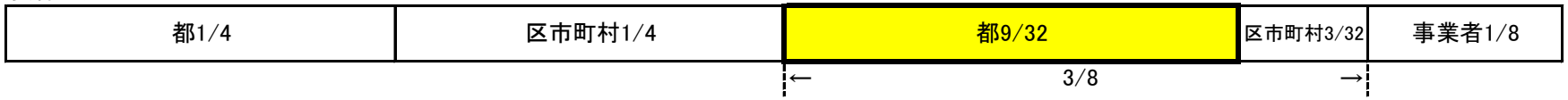


イ　認証保育所

要件クリア1つ



要件クリア2つ以上



ウ　認定こども園

要件クリア1つ

国1/2	区市町村1/4	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8
国2/3	区市町村1/12	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8

要件クリア2つ以上

国1/2	区市町村1/4	都1/8	事業者1/8
国2/3	区市町村1/12	都1/8	事業者1/8

エ　小規模保育事業

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金（小規模保育事業所施設整備事業、防犯対策強化整備）

（イ）保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）

要件クリア1つ

国1/2	区市町村1/4	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8
国2/3	区市町村1/12	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8

要件クリア2つ以上

国1/2	区市町村1/4	都1/8	事業者1/8
国2/3	区市町村1/12	都1/8	事業者1/8

オ　基準額を超えて区市町村が補助する事業

	超過分に係る負担割合		
要件クリア1つ			
既存事業	都7/16	区市町村7/16	事業者1/8
	← 超過分の7/8 →		
要件クリア2つ以上			
既存事業	都21/32	区市町村7/32	事業者1/8
	← 超過分の7/8 →		

カ 高騰加算

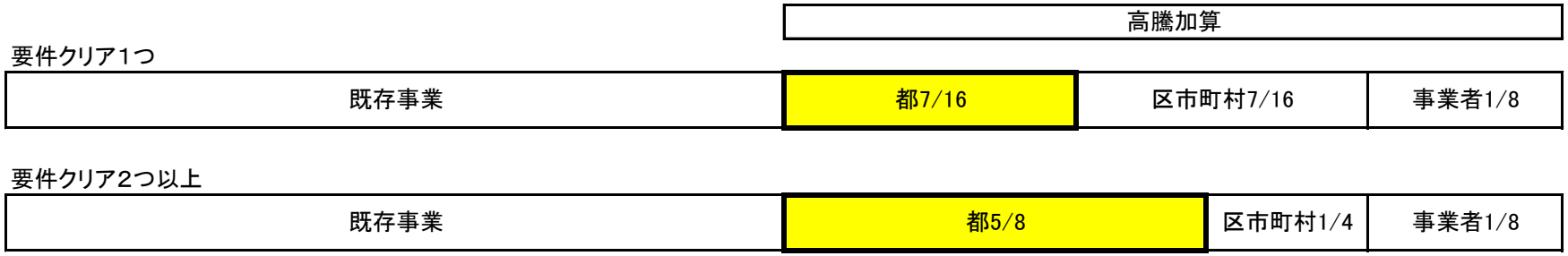
○ ア 民間保育所

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金（保育所施設整備事業、防犯対策強化整備）

イ 認証保育所

ウ 認定こども園（ア）～（ウ）

エ 小規模保育事業

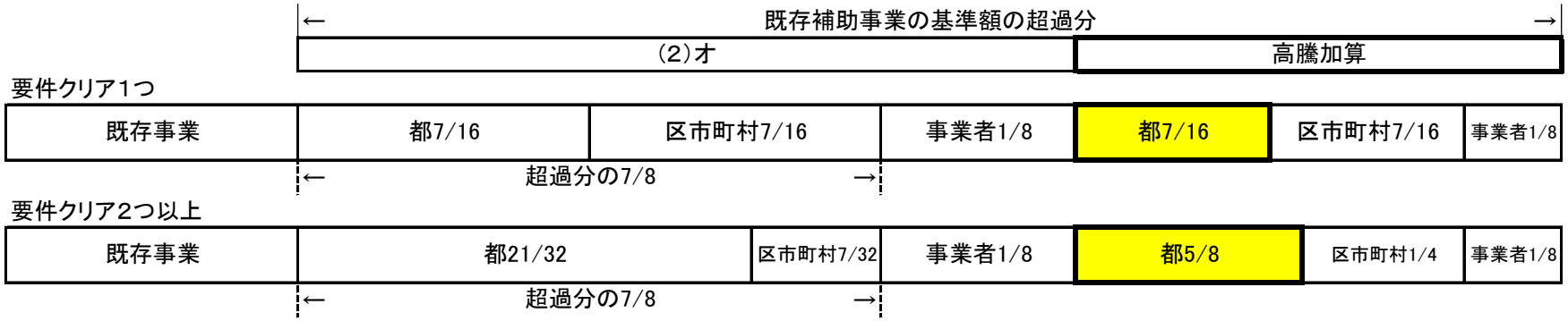


○ ア 民間保育所

（イ）保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）

ウ 認定こども園

（オ）保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）



（2）保育所等整備に係る区市町村負担の軽減

ア　民間保育所

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金（保育所施設整備事業、防犯対策強化整備）

（イ）保育所等改修費等支援事業（賃貸物件による保育所等改修費等）

要件クリア1つ以下

国1/2	区市町村1/4（軽減なし）	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8

要件クリア2つ以上　※事業者負担を1/8相当に軽減していることが必要

国1/2	都1/8	区市町村1/8	都1/8	事業者1/8

イ　認証保育所　　※特別区：都区財政調整制度に算入のため、新規設置に伴う改修経費は対象外

要件クリア1つ以下

都1/4	区市町村1/4（軽減なし）	都3/16	区市町村3/16	事業者1/8

要件クリア2つ以上　※事業者負担を1/8相当に軽減していることが必要

都1/4	都1/8	区市町村1/8	都9/32	区市町村3/32	事業者1/8

ウ　認定こども園

要件クリア１つ以下

国1/2	区市町村1/4（軽減なし）	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8

要件クリア２つ以上　　※事業者負担を1/8相当に軽減していることが必要

国1/2	都1/8	区市町村1/8	都1/8	事業者1/8

エ　小規模保育事業

（ア）就学前教育・保育施設整備交付金（小規模保育事業所施設整備事業、防犯対策強化整備）
（イ）保育所等改修費等支援事業（小規模保育改修費等）

要件クリア１つ以下

国1/2	区市町村1/4（軽減なし）	都1/16	区市町村1/16	事業者1/8

要件クリア２つ以上　　※事業者負担を1/8相当に軽減していることが必要

国1/2	都1/8	区市町村1/8	都1/8	事業者1/8